

下呂市監査告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市教育長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和4年2月28日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

平成 27 年度から令和 2 年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

監査の種類	実施年度	対象件数 (改善中又は 未措置の件数)	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	平成 27 年度	0	0	0	0
	平成 28 年度	0	0	0	0
	平成 29 年度	0	0	0	0
	平成 30 年度	1	1	1	0
	令和元年度	1	1	0	0
	令和 2 年度	1	1	0	0
合 計		3	3	0	0

■以下は、措置状況の詳細である。

## 平成30年度

【監査対象課名:総務課】

(定期監査結果報告日:平成 31 年 3 月 28 日)

指摘事項	<p>(附属機関について)</p> <p>(1) 附属機関の設置根拠について</p> <p>地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関に該当する組織の一部(9 組織)が下呂市附属機関設置条例に規定されず、各要綱等により設置、運用されていることから、附属機関設置条例で設置を規定する必要があると思われる。</p> <p>(2) 附属機関委員の報酬及び費用弁償について</p> <p>(1)で述べた組織を構成する委員は非常勤の特別職職員(地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号)に当たるものと考えられ、役務の対価として、地方自治法第 203 条の 2 で定められた報酬及び費用弁償が支給されるべきと思われる。しかしながら、下記組織の役務の対価は、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定されるべきところ、要綱で報償費(謝礼)として規定されている。</p> <p>(3) 附属機関委員とその他の委員に係る報酬及び費用弁償について</p> <p>ア.10 月 16 日に開催された下呂市地域公共交通会議に係る役務の対価は、(2)で述べたように、要綱による取り扱いにより報償費の支出科目で謝礼として支払われており、費用弁償は支払われていない。条例を整備し、報酬、費用弁償が支払われるべきと思われる。</p> <p>イ.下呂市立金山病院改革プラン策定及び評価委員会は、条例、法律、規則に照らし合わせてみても、附属機関として位置づけられていない。また、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定もなく、専門委員としても該当しない。このことから 10 月 23 日開催の同委員会に係る謝礼は、要綱に基づいて報償費として支払われているが、同時に費用弁償が支払われている。この費用弁償の支給については、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項の規定により適正を欠く。なお、その所掌事務から附属機関としての性格を有しているものと思われるので、条例の整備について検討すること。</p>
------	---

区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	令和2年3月定例会において、附属機関を整理し、適正な運用を図るため、附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を制定し、令和2年4月1日施行しました。	

## 令和元年度

【監査対象課名:教育総務課】

(定期監査結果報告日:令和元年12月25日)

指摘事項	(収入未済金の繰越調定の時期について) 当該年度において調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものについて、6月1日付けで繰越調定すべきところ、遅れて調定されているものがあつた。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	下呂市会計規則に基づき、出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、出納閉鎖期日の翌日において翌年度へ繰越すよう適切な処理に努めています。	

## 令和2年度

【監査対象課名:教育総務課、学校教育課】

(定期監査結果報告日:令和2年12月23日)

指摘事項	(非常勤特別職の報酬等について) 下呂市いじめ問題専門委員会委員に対する報酬について、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に個別に規定されておらず、同別表最下段に規定されている「地方自治法第174条に定める専門委員(略)」に該当するという認識のもと、「市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額」と判断され、報酬額が決定されていることを確認した。いじめ問題専門委員会は、法第14条第3項に「(略)教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」と規定されているもので、条例第9条第1項にその設置について規定しているものである。以上のことから、地方自治法第174条に規定される専門委員等に該当するとした判断は、適正を欠いている。いじめ問題専門委員会委員に対する報酬、費用弁償については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表中に個別に委員の名称、報酬額等を掲げる措置を講じられたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未実施(何もしていない場合)
措置状況の内容	下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表中に、「いじめ問題専門委員会委員」と「いじめ問題再調査委員会委員」の名称及び報酬額を追加するため、令和3年3月議会において当該条例の一部改正を行ない、令和3年4月1日施行しました。	